

税の川口通信

災害を受けた場合の税務の取り扱い

〈災害を受けた場合〉

この度の大型の台風19号で被害に遭われた方、心よりお見舞い申し上げます。記録的な豪雨の影響による河川の氾濫や土砂災害で、多くの企業、多くの家庭で甚大な被害が広がっています。

土砂の片づけや修理、必要に応じての引越しや事業所移転、心のケア、それぞれの被害の程度に応じて1ヵ月から1年以上と、今後の生活再建・事業再建に向けての大きな道のりがあるかと思えます。

ここでは、災害を受けた場合の税務の取り扱いを説明致します。

特に、自宅や家財に被害を受けた場合に受けられる雑損控除については、東日本大震災で被災された際に適用を受けた記憶がある方もいらっしゃるかと思えます。

ここですべてを書ききけることは出来ませんが、大まかにでも内容が伝わっていただけでも幸いです。

〈事業者（法人・個人事業主）が災害を受け



坂本喜一税理士事務所
税理士 草野 滋

た場合の法人税・所得税の取り扱い

まず、災害を受けたのが事業者の場合、以下の取り扱いがあります。

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

① 災害により減失・損壊した事業用資産の取り扱い

事業者が有する事業用資産が被災により減失した場合、取り壊した場合には、その減失・取り壊した被災資産の帳簿価額を全額経費に計上します。

ただし、事業的規模に至らない不動産所得者等については、所得金額の範囲内で経費計上します（要は不動産所得でマイナスを作れない・他の所得と相殺できないという意味です）。

また、それに伴い発生した、業者に対する事業用資産の取り壊し費用や除去費用、土砂その他の障害物の除去費用もまとめて経費に計上することが出来ます。

② 復旧するために支出する費用

被災した事業用資産について、被災前の効用に戻すための費用（原状回復費用）については、修繕費として経費計上します（被災前より価値があつた部分（資本の支出）については原則資産計上になります）。

また、被災資産の被災前の効用を維持するための補強工事や排水・土砂崩れ防止等のために支出する費用についても修繕費として経費計上することが出来ます。

個人が被害を受けた場合の所得税の取り扱い

個人（サラリーマンや年金所得者、個人事業主も含む）が、自宅や家財などについて、災害により被害を受けた場合には、①災害免除法による所得税の軽減免除が、②雑損控除のいずれかを受けることができます。

① 災害免除法による所得税の軽減免除

・所得金額に応じて所得税額の一定額が免除（所得が500万円以下の場合には全額免除、所得が500万円超750万円以下の場合には2分の1の軽減、所得が750万円超1,000万円以下の場合には4分の1の軽減）されます。

・被害を受けた年の所得金額が1,000万円超の方は受けられません。

・被災した自宅又は家財の損害金額（国税庁で定められている計算式で計算し、受取保険金等を控除した金額）がその時の価額の2分の1以上であることが要件です。

・雑損控除との選択適用です。（併用は出来ません）

② 雑損控除

・次の⑦の金額と④の金額のいずれか多いほうの金額（雑損控除額）を所得金額から控除することが出来ます。結果として、その雑損控除額に所得税率をかけあわせたと分の金額の所得税が減免されます。

⑦ 自宅や家財の損失額（国税庁で定められている計算式で計算し、災害関連支出額（自宅の撤去費用や土砂の除去費用など修復にかかった費用）÷受取保険金等所得金額の10%

④ 災害関連支出額15万円
所得制限はありません。所得が高い人でも受けられます。

・雑損控除額が所得金額よりも大きい場合には、その控除しきれない金額を最大3年間繰り越すことが出来ます。

③ ①・②の補足

・①・②ともに確定申告が必要です。
・被災した自宅や家財の所有者自身が①又

は②の申告をするのが原則ですが、所有者の所得が38万円以下の扶養の範囲内の方であればその所有者を扶養に入れる親族で申告することも可能です。例えば、被災した自宅の所有者が所得のない母親の場合、元々所得税を払っていない母親で申告しても減免額はゼロになってしまいますが、その母親を扶養に入れているサラリーマンの長男で申告すれば、長男の所得税を減免できるという事です。

①と②については、いずれかの選択適用ですが、②については撤去費用や修復費用等の災害関連支出額も計算に含めることが出来るため、一般的には、損害が大きかったところほど、②の雑損控除を適用した方が有利と思われます。災害関連支出の領収書等については必ず保管しておいて下さい。

①を受けるにしても②を受けるにしても、お住いの市町村から罹災証明書の交付を受ける必要があります。罹災証明書の交付を受けることで様々な公的支援も受けることができます。保険金の請求時にも罹災証明書は必要になってきます。まずは、罹災証明書の発行の申請をして下さい。

〈最後に〉

水害にあつた場合には様々な公的支援があります。

「震災がつかなく全国ネットワーク」のホームページの中で、「浸水被害からの生活再建の手引き」がダウンロード出来ます。公的支援含め、水害にあつてから生活再建までの具体的な流れが記載されているのでご参照下さい。非常に参考になると思います。

私の自宅も水害により被災を受けました。元の生活に完全に戻るまでには時間がかかりそうです。その中で、色々な方々の協力や公的な支援を受けながら、生活再建に向けて一歩ずつ一歩ずつ進んでいきたいと思っています。

被災を受けられた多くの方々の穏やかな生活が少しでも早く戻ることを心からお祈り申し上げます。